

27医指第2065号
平成27年9月25日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることが
できない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登
録に関する更なる周知等について (依頼)

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省から、別添(写)のとおり通知がありましたのでお知らせ
します。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

公印省略

27情政第1257号
平成27年9月16日

新社会推進部男女共同参画課長
保健医療介護部保健医療介護総務課長
福祉労働部福祉総務課長

企画・地域振興部情報政策課長

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について（依頼）

標記の件について、日頃より住民への周知等に御協力いただき、御礼申し上げます。このたび、総務省自治行政局から、平成27年9月25日の居所情報登録の申請期限を控え、登録対象者への登録申請を促すための更なる周知について依頼がありました。貴課におかれましても、別添を参考に住民向けの周知等の更なる実施に御協力をお願いします。

各部主管課におかれましては、部内関係課にも、更なる周知等への協力について御依頼いただきますようお願いいたします。また、各市町村に対しては、当課から周知を行っておりますことを申し添えます。

【連絡先】

企画・地域振興部 情報政策課
番号制度推進班 笠野・江島・竹山
Tel 092-643-3197 (内線: 2748)
Email bangoseido@pref.fukuoka.lg.jp

総行住第 121 号
平成 27 年 9 月 14 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について(依頼)

居所情報の登録手続に関する周知広報・問合せ対応等については、平成 27 年 7 月 28 日付け総行住第 80 号通知等により依頼しているところであり、各地方公共団体におかれては積極的に対応いただいていることと存じます。

平成 27 年 9 月 25 日の居所情報登録の申請期限を控え、登録対象者への登録申請を促すための更なる周知等を行う必要があります。

このことに関しては、平成 27 年 9 月 11 日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」(世耕内閣官房副長官主催)においても、居所情報の登録手続の広報について、9 月 25 日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されたところです。

つきましては、各都道府県及び市区町村において、下記により、庁内・庁外の関係部局・機関等が連携協力の上、直接登録対象者に対して居所情報の登録を促す等の更なる周知等を行うようお願いします。貴職におかれては、域内の市区町村に対して、この旨を周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 更なる周知等のポイント

- ①住所地市区町村において認知している登録対象者への登録申請の促進
- ②住所地市区町村が把握している登録対象者の居所情報の活用
- ③住民向け周知等の更なる実施

2. 更なる周知等の具体的な内容

(1) 住所地市区町村において認知している登録対象者への登録申請の促進

住所地市区町村において登録対象者を認知している場合には、直接本人に対して、申請期限までに居所情報の登録申請を行うよう促してください。

(取組例)

- ・ 民間のDV等被害者支援団体(シェルター等)に働きかけ、保護されているDV等被害者に居所情報の登録申請を行うよう呼び掛けてもらう。
- ・ 地方公共団体又は地方公共団体から保護の実施を委託された者が保護しているDV等被害者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。
- ・ 東日本大震災の被災地の住所地市町村が、仮設住宅の各世帯に出向いて、又は、仮設住宅の住民を集めた説明会を開いて、被災者に対し、居所情報の登録手続について説明し、登録申請を行うよう促す。
- ・ 避難先市区町村が、当該避難先市区町村内に住む被災者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。

- ・ 医療機関・施設等に働きかけ、当該医療機関・施設の長期入院・入所者に対し、居所情報の登録申請を行うよう呼び掛けてもらう。
- ・ 相談等があった登録対象者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。

(2) 住所地市区町村において把握している登録対象者の居所情報の活用

住所地市区町村においてあらかじめ登録対象者の居所情報を把握している場合には、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領（平成27年7月27日総行住第78号）第4-1により、登録対象者の同意を得た上で、あらかじめ把握している当該居所情報（ただし、最新の居所情報に限る。）を基に送付先情報を登録することを積極的に検討してください。

なお、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集（平成27年7月27日付け総行住第79号）問19及び問20の答のとおり、当該登録対象者の同意を得る代わりに、居所に通知カードを送付する旨及び住所地への送付を申し出ることができる旨を記載した通知を送付することとしても差し支えなく、また、当該登録対象者から事前に同意を得ている場合には、改めて同意を得る必要はありません。

(取組例)

- ・ 東日本大震災の被災地の住所地市町村が、あらかじめ登録対象者となる被災者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。
- ・ 住所地市区町村が、登録対象者となるDV等被害者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。
- ・ 住所地市区町村が、登録対象者となる医療機関・施設等の長期入院・入所者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。

(3) 住民向け周知等の更なる実施

住民向けの周知・広報等については、潜在的な登録対象者に対し居所情報の登録手続を認識させ、登録申請を促すよう、更なる取組をお願いします。

(取組例)

- ・ 様々な周知・広報媒体を使って実施する（実施済み媒体を再度活用、未実施媒体を活用、新規に媒体を開拓など）
- ・ 繰り返し実施する（1回でなく2回、3回と実施するなど）
- ・ タイミングよく実施する（秋の大型連休（いわゆるシルバーウィーク）の前、申請期限の数日前など）

3. 更なる周知等の実施主体

都道府県・市区町村の庁内のすべての関係部局が連携協力して実施してください。また、庁外の関係機関等に働きかけ、当該庁外の関係機関等とも連携協力して実施するようにしてください。

(更なる周知等を特にお願いしたい主体)

- ・ 都道府県・市区町村における社会保障・税担当部局、住民基本台帳制度担当部局、DV等被害者の相談・保護・生活支援等担当部局（母子福祉担当部局、婦人保護施設、母子生活支援施設、児童福祉担当部局、児童相談所、児童福祉施設等）、東日本大震災被災者の相談・支援等担当部局、医療機関・施設等担当部局など
- ・ 都道府県・市区町村以外のDV等被害の相談・保護・生活支援等団体（民間シェルター団体等）、東日本大震災被災者の相談・支援等団体、医療機関・施設等

担当：総務省自治行政局住民制度課
青野、細川
03-5253-5517（直通）
03-5253-5592（FAX）
juki@soumu.go.jp

【福岡県】通知カードの送付に係る居所情報登録について（参考）

※総務省からの正式な通知ではございませんので、御注意ください。

- 1 本人が記入された分を施設職員がまとめて預かって市役所へ提出する場合は、あくまで、使者として預かり提出するだけなので、委任状は不要か。また、その際、市役所市民課では、使者に内容は確認できないので、内容確認はせず、ただそのまま預かり、後で確認し、不備等あれば、本人に連絡し、再度提出を依頼するべきか。
→ お見込みのとおりです。
- 2 代理記載の場合は、代理人欄への記載が必要かどうか尋ねられた。
「医療機関の皆さまへ」のQ9およびQ10に「記入の代行」や「記入の手伝い」とあり、「記入の手伝い」は「代理人」には該当しないとありますが、代理記載も記入の手伝いの中に含まれ、代理人には該当しないと考えてよいか。
→ 単に使者として代筆する場合は、そのとおり取り扱って差し支えありません。
- 3 法定代理人（親権者）が、法定代理人本人と子ども2名分の登録申請を行う際、代理権を証明する書類として、戸籍謄本を提出してもらう場合は1通だけでもよいか。
→ 当該書類において両名との法定代理関係が確認できるのであれば、市町村の判断によりそのように取り扱って差し支えありません。
- 4 家族全員が登録申請を行う場合、申請書に全て同じ印鑑を使用してもよいか。また、15歳以上の未成年の子どもが登録申請を行う際、子どもは印鑑を持っていない場合、親と同じ印鑑を使用してもよいか。
→ 差し支えありません。
- 5 本人は認知症であり委任状や申請書を書く能力がない。何らかの方法はないか。
→ 意思能力がないのであれば、委任行為自体を行うことはできません。
なお、成年後見人を置いていないのであれば、本人の意思が確認できるという前提であると思うので、代理人又は使者が委任状を代筆すること等も考えられるのではないかと思いますので、御検討ください。
- 6 居所情報の登録によらず、登録対象者の同意を得た上で、あらかじめ把握している当該情報を基に送付先情報を登録しても差し支えないとあるが、「居所宛てに通知カードを送付する旨、最新の住所でない場合は町に連絡をして頂くよう依頼の旨、期日までに連絡がない場合は通知文書の到達をもって居所への送付に同意とみなす旨」を

記載した通知を、居所情報（病院・施設等）のある各対象者宛てに送付したいと考えている。特に介護施設等に入所している高齢の対象者から、記名押印の同意書を得ることは難しいと判断する。登録対象者の同意について、ご教示いただきたい。

→ 登録対象者の居所をあらかじめ市町村が把握している場合に居所に通知カードを送付することに係る本人同意の方法については書面による方法でも口頭による方法でも、本人の意思が確認できると市町村が認める方法であれば、特段の制限はありません。

7 DV被害者等でホテルに避難している・知人の家に避難しているという者については、居所を確認する資料として家の契約書や公共料金の領収書等が提出できないが、ホテルの領収書や知人の家の公共料金の領収書等の写しの添付と、申請書等にそこに避難している旨の記載があれば、居所の確認として申請を受け付けてよいか。それとも、居所の確認ができないとして、申請を受け付けないこととするべきか。

→ 知人宅に居所があるとしても、公共料金の領収書等の写しの添付と、申請書等にそこに避難している旨の記載があるのみでは居所に居住していることを証する書類には該当しません。

宿泊施設に滞在していることを証する書類としては、市町村の判断によりますが、一般的には宿泊施設が発行した行程表や宿泊期間が明示された宿泊契約書などが考えられます。

8 居所情報登録申請者のうち、事務処理要領第2-5-(3)-イの例外的取扱いにより通知カードの送付先を区役所とする者についても、居所を確認する書類の添付が必要か。

→ 必要です。

9 居所情報登録対象者でない者からの、通知カード送付先を区役所としてほしいという申出は受け付けられるか。

→ 登録対象者でないのであれば、居所登録は認められません。

10 居所情報登録申請を受け付けなかった場合は、申請の不受理となるのか。その際、申請書を申請者へ返戻するのか。それとも、申請書は返戻せず、申請について受理したが認めないことになったという扱いになるのか。

→ 申請書の返戻は必要ありません。

11 追加で送付された質疑応答集（平成27年8月20日付、総行住第100号）の問3について、答の④では通知カードの交付は本人若しくは代理人に来庁させる又は職

員が当該事務所等で対面して本人に交付となっている。しかし、住所非公開としているが施設が遠方等で来庁することが困難な者もいるため、そういった者については、申請書に保護を実施する主体の所在地を記載させ、対面で交付ではなく保護を実施する主体から居所宛に転送不要の簡易書留で送付することとしてよいか。

→ なりすまし防止の観点から認められません。

1 2 居所情報登録申請は個人を単位として行うこととなっているが、登録対象者が幼児である等により、通知カードの送付先宛名を本人ではなく居所の世帯主にしてほしいと希望があった場合、対応可能か。それとも、申請は個人単位であり、また、本人宛の簡易書留であっても世帯主が受け取るとは可能な点から、そのような希望については受け付けないこととするのが適当か。

→ そもそも居所登録は個人を単位に行うので、世帯主宛に送付するというような取扱いは認められませんし、世帯主が居所で同居しているのであれば、世帯主が本人の通知カードを受領することが可能です。

1 3 「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集（追加）について」（平成 27 年 8 月 20 日付総行住第 100 号）の問 4 において、成年被後見人の通知カードの送付先を住所地市町村の所在地とした上で、当該者の成年後見人来庁させ、本人確認の上で当該通知カードを交付しても差し支えないとのことですが、この場合において成年後見人の委任状を持った代理人が来庁して受け取ることは可能かご教示ください。

→ 具体的な状況についてはわかりませんが、そもそも通知カード自体は本人宛に郵送する取扱いが原則となっている以上、一般的に複代理を行い当該複代理人に通知カードを交付することは適当ではありません。

1 4 施設入所者から、住民票の住所に家族がいるが、認知症などで通知カードの受取を任せられないので、居所情報の登録申請をしてよいか尋ねられた場合、厚生労働省からの医療機関向け Q 6 の回答において、「可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましい」と回答していることから、居所情報の登録申請を行ってよいと回答してよいか。

※ Q 6 ご家族がおられると思われる方から居所情報登録申請書における確認・押印の依頼があった場合、お断りし、ご家族に受け取っていただくよう促してもよいか。

A 6 それぞれのご家庭の事情があることから、可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましいですが、基本的には住所地にご家族が居住されて

いる方については、居所情報登録を行わなくても、その方の通知カードはご家族に受け取っていただくことができます。

→登録対象者に該当しないのであれば居所登録はできません。

15 施設入所者から、住民票の住所に家族がいるが、本人の希望が施設で自分の通知カードを受取りたいとのことなので、居所情報の登録申請をしてよいか。

→登録対象者に該当しないのであれば居所登録はできません。

16 施設職員より、実際に行政手続を行っているのは、ケアマネ等が行っており、保険証等も預かっている状況。マイナンバー制度が導入された場合、今後通知カードを預ることはできないのか。

→ 個別具体の状況によるため、一概にお答えできませんが、ケアマネージャーが本人の財産や重要書類を適正に管理する契約を結んでいたり、法令等により当然にそのような立場になることが予定されているのであれば、可能であると考えます。

17 送付先情報の登録における例外的取り扱い（事務処理要領2-5-(3)-イ）として、判断によりDV被害者等の通知カードの送付先及び宛名を住所地市町村の所在地及び住所地市町村長とすることができるとされているが、この送付先を住民票のある市町村ではなく、居所のある市町村にすることは問題ないかお尋ねします。

→ 送付先情報の登録における例外的取扱いは、送付先を住所地市町村の役場の所在地とすることになりますので、居所地の市町村役場の所在地とすることはできません。

18 DV等被害対象者の申請における送付先情報の例外的取扱いとして、送付先を住所地市区町村の所在地として申請がなされたケース（保護施設入所の場合を除く）の取扱いについてこのケースにおいて、DV等被害者の個別的事情（生命又は身体に危害が及ぶ可能性がある等）により居所情報すらも明らかにしたくない（すべきでない）状況にある時は、取扱いをいかにすべきか住所地市区町村を送付先として住所地市区町村に通知カードが留め置きされた後、通知カード担当課と居所地にあるDV支援担当課が連携を図ること（郵送による授受等）により、DV支援担当課が交付対象者に来庁を要請し交付することは対応可能か。

なお、通知カード担当課（住所地市区町村）とDV支援担当課（居所市区町村）は遠距離の関係にあり、DV等被害者が、通知カード担当課まで出向くことは現実的に難しい状況にある。

→ 御質問の文書の意味がよく分かりませんが、原則として居所を明らかにできない場合は、居所登録の対象とはできませんので、居住の実態が動いているのであれば住所の異動により対応してください。

19 補助人から「居所情報登録申請書」の提出があった場合、法定代理人からの申請として申請を受理してよいか。なお、当該補助人には、代理権として、「住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書などの行政機関の発行する証明書の請求、税金の申告・納付、登記の申請に関する事項」が付与されており、この権限行使に該当すると解してよいか。

また、平成27年8月20日総行住第100号の問4において「成年後見人」とあるが、「補助人」及び「保佐人」についても同様の取扱いを行って差し支えないか。

→ 具体的に補助人に付与されている法定代理権の範囲についてこちらで斟酌することはできませんので一概にお答えすることはできません。なお、一般的には被補助人については、意思能力を欠く常況にあるというわけではないことから、基本的には本人の意思に基づく申請により対応すべきものであると考えます。

御質問後段についても、上記の回答により了知してください。

20 市役所の窓口で、本人又は代理人に通知カードを交付する場合の本人確認については、返戻された通知カードを窓口で交付する場合の本人確認に準じて取り扱うと規定されているが、代理人の代理権を証明する書類（戸籍謄本等）については居所登録の際に提出されていた場合でも、再度提示してもらうことになるのか。

また、提示された書類については、本人確認書類を含め、全て写しを保管する必要があるのか。

→ 御質問の趣旨が不明ですが、一般的な行政手続きにおいて代理権の確認は事務ごとに行われていると思いますので、居所登録手続きと返戻された通知カードの受領手続きの双方において代理権の確認する必要があります。また、提出書類の保存期限に関しては、法定されているものを除いて各団体の文書保存規則等の定めにより判断してください。

なお、一般論ですが居所登録に関する提出書類の保存期限は、機微な情報が記載されていること、通知カードの到達まで保存すべきであることなどを鑑み1年が目安であると考えます。

21 市役所の窓口で、通知カードを代理で受け取る場合の代理人については、居所登録申請を行った代理人以外でも受け取ることはできるのか。

また、登録申請の際に代理人ではなく本人が申請を行っていた場合、代理人が受け取る事は可能か。

→ 前段、後段ともに代理権が確認できるのであれば可能です。なお、法定代理人による申請を行うべき者については、任意代理人を選出できないことに御留意ください。